

逮捕からリハビリへ

ギャンブル・ダイバージョン・プログラム

--ギャンブル依存症が原因とみられる被告人への回復プログラムの提供--

ギャンブルにのめり込み、道徳心が麻痺した結果、事件に発展することも珍しいことではありません。横領、窃盗などの犯罪はギャンブルが関係していることも多いと思われます。普通のサラリーマンや、公務員がギャンブルが原因で多重債務に陥り、これらの犯罪に手を染めたというニュースは日常茶飯事に耳にします。

アパリではこのようなギャンブルが原因で逮捕された被疑者・被告人に対して、病的ギャンブラーの回復施設である「ワンダーポート」と協働のもと、裁判の過程の中で依存症回復への道筋をつけることを業務として行っています。

刑事司法手続のいかなる段階にいるギャンブルの問題を持つ人に対しても、ワンダーポートのスタッフと協働して援助の手を差し伸べています。

具体的には、保釈中の刑事被告人に対する病的ギャンブル回復プログラム、受刑中の身元引受ならびに、仮釈放時のスムーズなりハビリ施設への入寮など、再発防止に向けた各種取り組みを先進的に行っています。

警察による**逮捕 検察官の起訴（保釈） 裁判 刑務所 出所**という一連の刑事司法手続にのっている病的ギャンブラーに対して、具体的に以下のことを行っています。

- 1、保釈プログラム:**まずスタッフが面会をして本人の意思(回復プログラムを受けると確認)を確認します。そして保釈が許可された場合は、その間ワンダーポートに入寮してプログラムを受けてもらい、その進捗状況を報告書として裁判所に提出します。また情状証人に立ち、本人がギャンブルの問題から回復したいという意思があること、その支援をすることを証言します。それらを裁判で評価してもらうことで刑が軽くなることもあります。
- 2、受刑中の身元引受:**刑務所に入っている間、ワンダーポートの施設長が身元引受人になることによって、仮釈放で出たその日からワンダーポートに入寮してもらい、回復のプログラムを受けてもらいます。

逮捕されたことをきっかけとして、また裁判を利用して、ギャンブルの問題から回復させたいと思った方はぜひお問い合わせ下さい。

1 窃盗、横領、詐欺等の非暴力犯罪に限定させていただきます。殺人、傷害、強盗、恐喝などの暴力犯罪の方は対象としていません。

2 多くの場合、本人は「ギャンブルはそれほどやっていない」「逮捕までされたのだからもう二度とやらないだろう」といように、ギャンブルの問題を認めません。したがって、本人がワンダーポートのプログラムを(嫌々でも)受けることを望むためには、ご家族の理解と伝え方が重要になります。本プログラムを家族が希望される場合、本人への働きかけをする前に、まずアパリ東京本部にご相談ください。

【費用】コーディネーター料20万円

(遠方の場合別途交通費が必要。リハビリ施設「ワンダーポート」入寮は毎月約16万5千円必要)

【お問い合わせ】アパリ東京本部(03-5830-1790)まで

